

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 栗沢福社会

目次

・はじめに	(1)
1 理念・倫理綱領	(2)
2 組織機構に関すること	(3)
3 法人本部に関すること	(4)
4 人材育成に関すること	(5)
5 委員会・会議に関すること	(7)
(1) 委員会	(7)
(2) 会議	(8)
6 総務に関すること	(9)
(1) 庶務・経理	(9)
(2) 防災・防犯対策	(9)
(3) 環境・施設整備	(10)
(4) 業者による年間保守計画	(11)
7 介護に関すること	(12)
(1) 食事	(12)
(2) 排泄	(13)
(3) 入浴	(14)
(4) 余暇活動等	(14)
(5) 住環境	(15)
(6) リスクマネジメント	(15)
(7) 高齢者虐待防止（身体拘束廃止等）	(16)
(8) ケアプラン	(16)
(9) 家族や地域との交流	(16)
(10) 相談援助業務	(17)
(11) 栄養ケアマネジメント	(17)
8 健康管理に関すること	(18)

はじめに

1 現状

昨年、世界に猛威を振るって蔓延拡大した「新型コロナウイルス感染症」は、日本中に未曾有の感染を引き起こし、感染リスクの高い高齢者施設を初め、医療機関等におけるクラスターの発生などが起因し、医療の逼迫に陥る中、国を挙げての新型コロナウイルス感染症の収束に向けて取り組んでいるところですが、未だに先が見えない現状にあります。

介護福祉業界においても、事業所の廃業を余儀なくされたところもあり、コロナ禍における介護老人福祉施設は、要介護者が安心・安全な介護サービスを提供するための感染症対策の強化が求められております。

令和3年度は3年に1度の介護報酬の改定の年にあたり、国は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力の強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、介護報酬の全体で0.7%のプラス改定となりました。

特別養護老人ホームを運営する当法人は、重度化する要介護者への感染症や災害が発生した場合であっても、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、切れ目のない介護サービスが提供されるよう取り組みを推進してまいります。

一方、介護職員の人材確保が課題となっており、介護職員の定着率向上に加え、人材確保とスキルアップに繋がる人材育成の確立に向けた取り組みを進めてまいります。

当法人は、多床室とユニット型個室を有していることから、ご利用者に適した施設を選択できる優位性を活かし、誠意と思いやりの心で良質な介護サービスを提供してまいります。

2 本年度の主な取り組み

- (1) 利用者の生活空間における温度・湿度調整が容易に可能とするため、いちい荘の住環境整備として、食堂及び廊下などの空調設備(エアコン)設置工事を行ってまいります。
- (2) 当施設は、感染リスクの高い施設であることから、職員一丸となって「施設にコロナウイルスを持ち込まない」「中から発生させない」感染防止対策を徹底して取り組んでまいります。
- (3) 介護職員の定着率向上と人材確保に向け、引き続き職員の処遇改善に努め、働きがいのある職場環境を推進してまいります。

以上、役職員が総力を挙げて、より質の高い施設サービスの向上に努めるとともに、地域に愛され親しまれる「社会福祉法人栗沢福祉会」を目指してまいりますので、関係各位の深いご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

1 理念・倫理綱領

I 理念

地域の高齢者や利用者が安心して生活を送ることができるように、人間性と生命の尊厳を基本に誠意と思いやりの心をもって、良質な介護サービスの提供に努めます。

II 倫理綱領

1 施設の使命

当法人は、社会福祉の精神に基づき近隣地域と連携し、地域で高齢者が安心して生活を送ることができる拠点施設になることを使命といたします。

2 利用者の人権と尊厳の尊重

私たち職員は、利用者の人権の擁護、尊厳が維持されるよう公平・公正にサービスの提供を行い、個人情報やプライバシー等の守秘義務を徹底します。

3 利用者中心のサービス提供

私たち職員は、利用者の意向・意思を尊重し、その価値観や生活習慣に基づいた生活が維持されるよう、利用者中心、利用者本位のサービス提供に努めます。

4 地域福祉の向上

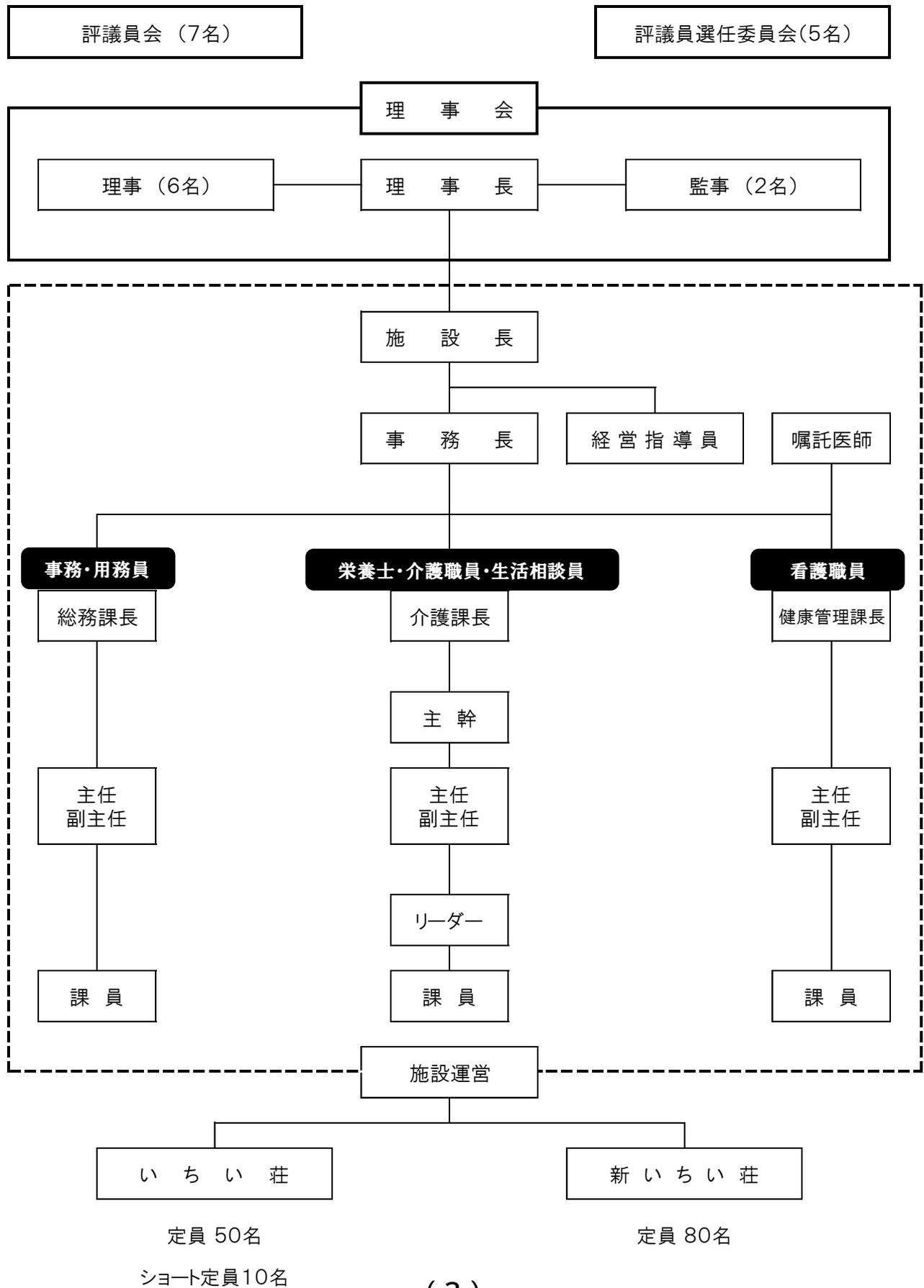
当法人は、地域社会における福祉施設の役割を担い、保健・医療・福祉サービス等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

5 職員の和と専門性の向上

介護の原点は「温かい心」と心得、又、正しい知識と確実な技術の実践が「安全」を担保します。私たちは、質の高いサービスを提供するよう、職員の「和」を醸成し研修・研鑽に努め、全職員、その専門性の向上を図ります。

2 組織機構に関すること

・組織機構図



3 法人本部に関すること

(1) 重点目標と実施内容

- 1 組織運営の牽制、監督機能を強化し、内部統制機能を果たします
 - (1) 役員等の年間業務計画に沿って、評議員会及び理事会の開催や監事監査を実施します。
 - (2) 社会福祉法人の管理運営についての役員研修や、職員に対する各種研修の開催を積極的に進めます。
- 2 感染症や災害が発生した場合であっても事業活動が継続できるよう、ガイドラインに基づき、業務継続計画（BCP）の策定を行います。
- 3 事業者の責務を踏まえた、適切なハラスメント対策の強化を行います。

(2) 役員等の年間業務計画

開催月	業務項目			内容
	議決機関	執行機関	監査機関	
令和3年5月		理事会	監事監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時評議員会の招集決議 ・ 令和2年度事業報告、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 評議員選任委員会の招集決議 ・ (新) 評議員選任委員会委員の選任 ・ (新) 評議員候補者の推薦 ・ (新) 理事・監事候補者の推薦
6月	評議員会			<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算関係書類及び財産目録の決議 ・ (新) 理事、監事の選任
		理事会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長の選定
8月			監事監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一四半期 会計・運営監査
10月		理事会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長の職務執行状況報告
11月			監事監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二四半期 会計・運営監査
令和4年2月			監事監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三四半期 会計・運営監査
3月		理事会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度事業計画 ・ 令和4年度資金収支予算等

※ 評議員選任委員会（6月開催）～（新）評議員の選任

(3) 研修等

研修等名	日程
・ 社会福祉法人監事研修	令和3年10月
・ 「全国老人福祉施設研究会議」（鹿児島市）	令和4年1月
・ 「法人役員専門研修」（札幌市）	令和3年12月
・ 「令和3年度社会福祉法人経営実務セミナー」（札幌市）	未定

4 人材育成に関すること

(1) 職場内研修、各種専門研修

重点目標	実施内容
サービスの質の向上・組織の活性化を目的に、専門性の高い人材を育成します	① 新採職員へ社会人としての基本的マナーや、施設職員としての心得など理解が深められるよう、採用時に職場内研修を実施します。
	② コロナ禍により、インターネットや動画を活用した研修を実施します。
	③ 専門職研修で学んだ内容を内部研修でプレゼンテーションを行い、職員間で知識や情報を共有します。
	④ 介護プロフェッショナル段位制度を有効活用し、マニュアル等を活用することで介護職としての専門性を高めます。また、教育担当職員・新任職員間のコミュニケーションを密に図ることで新任職員の職場への定着につなげます。

(2) 研修派遣計画表

① 北海道・空知老人福祉施設協議会

研修会名	参加職員(職種)	開催地	人数
定期総会並びに施設長研修会	施設長	空知管内	1名
施設長研修会	施設長	空知管内	1名
老人福祉施設長研究セミナー	施設長	札幌市	1名
全道老人福祉施設研究大会	施設長・事務長	札幌市	2名
生活相談員・相談員等研修会(前・後期)	生活相談員等	空知管内	6名
介護職員研修会	介護職員	空知管内	4名
介護支援専門員等部会研修会	介護支援専門員	空知管内	6名
個別ケア部会研修会	介護職員等	空知管内	8名

② 空知総合振興局保健環境部保健行政室(岩見沢保健所)

研修会名	参加職員(職種)	開催地	人数
特定給食施設等従事者研修会	栄養士	岩見沢市	1名
南空知圏域感染症予防研修会	看護職員	岩見沢市	1名

③ 社会福祉研修所（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
新任職員マナー研修	介護職員	札幌市	1名
新任介護職員研修	介護職員	札幌市	2名
高齢者防止研修会	介護職員	札幌市	6名
認知症介護基礎研修	介護職員	札幌市	8名
認知症実践者リーダー研修	看護職員	札幌市	1名
看護師専門研修	看護職員	札幌市	2名
経理・事務担当者（施設）専門研修A	事務職員	札幌市	1名
施設長専門研修	施設長	札幌市	1名

④ 北海道社会福祉施設経営者協議会（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
総会・社会福祉法人経営セミナー	施設長・経営指導員	札幌市	2名
社会福祉法人社会福祉施設ブロック研修会	施設長・事務長	札幌市	2名
社会福祉法人経営実務セミナー	施設長・経営指導員	札幌市	2名

⑤ 栄養士

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
北海道栄養士会 春期・秋期研修会並びに定期総会	栄養士	札幌市	1名
北海道栄養士会空知支部 春期・秋期研修会並びに定期総会	栄養士	未定	1名
岩見沢地区栄養士会 春期・秋期研修会並びに総会	栄養士	未定	1名

⑥ その他

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
社会福祉法人新会計基準等研修会	事務職員	札幌市	1名
危機管理セミナー	介護職員	札幌市	1名
共済会業務研修会	事務職員	札幌市	1名
社会保険事務講習会	事務職員	岩見沢市	1名
防火管理者講習会	事務職員	岩見沢市	1名
年末調整 説明会	事務職員	岩見沢市	1名
科学的介護導入研修会	介護職員	札幌市	2名

5 委員会・会議に関すること

(1) 委員会

委員会名	目的・内容等	開催回数	参加職員
入居判定委員会	入居申込みを行っている待機者に対し、指定介護老人福祉施設（いちい荘及び新しいちい荘）入居優先度判定指針に基づいて第一次判定を行い、入居の優先順位を確定（総合判定）するために開催します。	年4回以上	第三者委員 施設長、経営指導員、事務長 介護課長・主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員
苦情解決委員会	障害の有無や年齢にかかわらず、入居者の権利を擁護し、サービスに対する満足度や関係者の信頼度を確保・向上させるとともに、権利侵害に至らせないように苦情を適切に解決して安心した生活をおくれるよう支援するため開催します。	年1回以上	第三者委員 施設長、経営指導員、事務長 介護課長・主幹、正副主任 健康管理課長 生活相談員 介護支援専門員 総務課長他
介護事故防止委員会	入居者の安全の確保、介護事故に対する予防対策、入居者の満足度の向上を志向し、介護サービスの質の改善によって介護事故の防止を図るため開催します。	年4回以上	施設長、経営指導員、事務長 介護課長・主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員 介護支援専門員 総務課長他
身体拘束廃止委員会	身体拘束により、入居者の権利や人権が阻害され、人間としての尊厳も侵されることを防止し、ケア等によって入居者のQOL（生活の質）を向上させるとともに施設内身体拘束廃止を図るため開催します。	年4回以上	施設長、経営指導員、事務長 介護課長・主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員 介護支援専門員
感染症対策委員会	感染症について、正確な知識を得るために、感染症の情報の提供、感染者が発生した場合の治療、感染者への対応等について、施設内の感染予防を図るため開催します。	年4回	施設長、経営指導員、事務長 健康管理課長、正副主任 介護課長・主幹、正副主任 総務課長 生活相談員 栄養士
衛生委員会	職員の労働環境を管理することにより、労働災害を未然に防ぎ、安全で快適かつ衛生的な職場環境を確保するため開催します。	月1回以上	施設長、衛生管理者 専任看護師 衛生委員、産業医

(2) 会 議

会議名	目的・内容等	開催回数	参加職員
全体会議	入居者の処遇サービスの向上等施設内全体の改善、見直しを図るため開催します。	月1回	施設長、経営指導員、事務長 健康管理課長 介護課長・主幹 生活相談員、栄養士、委託栄養士
職員会議	施設の業務の円滑な運営と職員相互の連携を図るため開催します。	年1回以上	全職員
管理運営会議	入居者および職員の処遇向上、建物管理等運営全般について周知及び各職員相互の連携を図るため開催します。	月1回	施設長、経営指導員、事務長 総務課長・正副主任 介護課長・主幹・正副主任 健康管理課長・正副主任 生活相談員、栄養士
ユニット会議	ユニットで行う業務全般にわたり、改善、見直し等を図るため開催します。	月1回以上	介護課長・主幹・正副主任 生活相談員 介護支援専門員 介護職員（看護職員）
サービス担当者会議	介護支援専門員(ケアマネジャー)によって課題分析した結果を基に入居者のケアプランについて各担当職員間で協議し、入居者とご家族の了承を得て施設サービス提供に結び付けるため開催します。	月2回以上	介護課長、介護職員 生活相談員 介護支援専門員 栄養士、看護職員 機能訓練指導員
行事会議	年間行事計画の作成とその実施内容の役割分担を企画、立案を行うため開催します。	随時	介護課長・主幹・正副主任 生活相談員、栄養士
給食会議	入居者の食事の満足度の向上を目的に、各職種・委託業者も含め、協議を行います。	月1回	介護課長、健康管理課長 栄養士、生活相談員 委託栄養士

6 総務に関すること

(1) 庶務・経理

■基本方針

業務省力化を目的に、提出書類の電子請求化に取り組みます。

重点目標	実施内容
インターネットを活用した申請業務の電子請求化を図ります	①社会保険 ・資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届等 ②雇用保険 ・資格取得届、資格喪失届等 ③年末調整 ・基礎・配偶者・所得申請書、扶養控除、保険料控除等 ④その他 ・北海道民間社会福祉事業職員共済会（掛金、本俸変更等） ・全国老人福祉施設協議会（施設情報変更、表彰等）

(2) 防災・防犯対策

■基本方針

防災・防犯対策を徹底し、有事には速やかに対応できる体制を整えます。

重点目標	実施内容
防災管理を徹底します	①岩見沢消防署と連携し、消防訓練を実施します。 ・年2回実施（6月、10月【夜間想定】）
	②訓練時には職員に対し防災教育を実施します。 ・防災器具を使用した模擬演習の実施 ・防災ビデオ等を活用した職員への知識教育
	③より実践に近い内容で、避難訓練を実施いたします。 ・入居者の方を交えた訓練の実施 ・避難経路や避難方法の見直し・検討 ・実施結果を基にした課題分析の実施
防犯対策を徹底します	①「ご来客者カード」をご記入いただくことにより、来荘者の確認を徹底し、防犯に努めます。 ②不審者等の確認手段としてセキュリティーカメラで映像を記録し、必要時に活用できるようにします。

(3) 環境・施設整備

重点目標	実施内容
<p>施設環境を快適にするため、施設整備及び環境保全に努めます</p>	<p>①施設設備の整備を実施します。</p> <p><いちい荘></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備設置工事 ・池改修工事 ・プレハブ倉庫撤去工事 <p><新しい荘></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン室外機凍結防止工事 <p>②施設内・外の環境整備を行います。</p> <p>(ア) 雑草処理、樹木の剪定作業</p> <p>(イ) 害虫や厨房のネズミの発生の事前予防・発生時の駆除対応</p> <p>(ウ) 花壇の整備(花植え等、5月～10月まで)</p> <p>(エ) 施設内窓清掃(年1回)</p> <p>(オ) 側溝の清掃(土、泥等及び落葉等)</p> <p>(カ) 冬囲い作業 前期：3月中旬～4月下旬 後期：10月中旬～11月中旬</p> <p>(キ) 除雪作業</p> <p>(ク) ゴミ等の分別・廃棄作業</p> <p>(ケ) 屋上雪庇破碎作業</p> <p>(コ) 不要になった家電・機密文書等の処分</p> <p>③下記業務については、業者に委託します。</p> <p>(ア) ゴミ・生ごみ収集業務(週3回)</p> <p>(イ) 医療廃棄物の処理業務(随時)</p> <p>(ウ) ダンボール及びアルミ缶回収業務(随時)</p> <p>(エ) 雑品(鉄類、その他危険ごみ)の処分</p> <p>(オ) 除雪業務(敷地内駐車場の除雪および道路排雪等)</p>
<p>施設設備等の維持管理を行います</p>	<p>①施設設備等の保守・整備作業を行います。</p> <p>(ア) 水道・電気・A重油使用量の確認</p> <p>(イ) 施設内外の機械設備や室温等の目視による点検 (ボイラーの燃焼状況、浄化槽の稼働状況、室内の気温等)</p> <p>(ウ) 法人車の車両維持管理(車・車内の清掃・消毒作業、タイヤ・ワイパー、エンジンオイル交換等)</p> <p>(エ) 除雪機・草払い機、草刈り機の整備</p> <p>(オ) 簡易的な補修・修理作業の実施</p> <p>②自主点検とは別に、業者による定期点検・保守を依頼し、施設設備の維持管理に努めます。</p> <p>※ (4) 「業者による年間保守計画」のとおり</p>
<p>施設の外部業務委託を継続します</p>	<p>(ア) 給食業務 (イ) 清掃業務</p> <p>(ウ) 警備業務 (エ) 洗濯業務</p>

(4) 業者による年間保守計画

月	実施項目	内 容 等
4	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動するための点検を行います。
	法人車車検	入居者送迎車 日産 キャラバン（平成 27 年式）
5	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
7	浄化槽汚泥引抜	浄化槽の沈殿槽に堆積した汚泥の引抜き作業を行います。
	浄化槽法定検査	浄化槽法に基づき、検査を行います。
9	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
	ばい煙測定法定検査	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の検査を行います。
	法人車車検	入居者送迎車 スズキエブリイ（平成 20 年式）
	地下タンク漏洩点検	消防法に基づき、地下タンクの漏洩点検を行います。
10	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動するための点検を行います。
	ボイラー設備点検・整備	ボイラーが適切に作動するように点検・整備を行います。 （新しいちい荘）
1	受水槽清掃	水質を保つために、受水槽内の清掃を行います。
	簡易専用水道法定検査	水道法に基づき、水質の検査を行います。
	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
2	浄化槽汚泥引抜	浄化槽の沈殿槽に堆積した汚泥の引抜き作業を行います。
	厨房グリストラップ引抜	厨房のグリストラップの引抜き作業を行います。
毎月	排水分離層清掃	分離層に堆積する固形物等の清掃を行います。
	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検を行います。
	し尿浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検を行います。
隔月	電気工作物巡視点検	電気設備の異常等が無い点検を行います。

7 介護に関すること

■基本方針

入居者が居心地良く、安心して過ごせるケアを心掛け、科学的に裏付けられた質の高いサービスを目指します。

【いちい荘】

重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的ケア（水分・食事・排泄・運動）の向上を目指します。 ・ ケアプランを基に、入居者へのサービス内容の統一を図ります。 ・ 入居者中心のケアを目指します。 ・ 新人職員をはじめ、職員全体のスキルアップを図っていきます。
------	---

【新しいち荘】

重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的ケア（水分・食事・排泄・運動）の向上を目指します。 ・ ケアプラン、基本情報に沿って自立支援を目指していきます。 ・ 専門職としての気づきを大切にします。
------	--

(1) 食 事

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 可能な限り自力で食べられるよう入居者の状況に合わせ援助します	①できる限り本人にあった椅子、テーブルを使用できるように対応します。また、摂取時の座位姿勢を確認し誤嚥予防に努めます。
	②身体状況に合わせた食器等を選択し、自力で食べられるよう対応します。また、摂取動作等の確認を都度行い、状況を把握します。
	③気の合う方、馴染みの方と一緒に食事ができるよう食堂席を配慮します。
	④入居者の好む飲み物を用意し、意向を伺い提供します。 2
【新しいち荘】 入居者個々に合わせた環境作りや提供方法に関わります	①自分で食事が食べられるよう、入居者個々にあった食器の選定やテーブルを使用いたします。
	②咀嚼や飲み込みの状況を確認し、入居者個々にあった食事形態で食事を提供いたします。
	③食欲の意欲向上が図れるよう、食事時には調味料やふりかけ等を準備し、個々の好みに合わせて提供いたします。
	④水分摂取量 1日 1,500cc 以上を目標として、日々の水分摂取を促進します。入居者個々の水分摂取量を統計で把握し、摂取量確保に向けた情報分析や関わりの工夫を行います。
	⑤離床時に安定した姿勢で食事ができるよう、座位姿勢の確認や体位固定用品を使用します。

【栄養士】 食に対する満足度向上を目指します	①月3回以上、パンの日や麺の日を設け、お食事を自分で選ぶ楽しみを持っていただけるよう食事の提供を行います。
	②全体会議や食事巡回時に、ご利用者の方から食べたい食事の希望を伺います。併せて年1回以上嗜好調査を実施し、献立内容に反映します。
	③日常の食事以外にも楽しみを持っていただけるよう、食事に関するイベントを企画・実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・喫茶の日（月に1回、利用者参加型調理レク含む） ・寿司の日（月に1回、11月～3月の期間限定で実施） ・バイキングの日（年に2回、バイキング形式で食事会を実施予定） ・鍋の日（1月～3月） ・誕生会（赤飯、デザート） ・施設開設記念日 ・餅つき ・各祝日

(2) 排 泄

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 入居者の身体状況に合わせた排泄方法を選択し、プライバシー（羞恥心）に配慮したケアを行います	①身体状況、意向を確認し、入居者に合わせた排泄方法を選択します。
	②羞恥心に配慮し、居室やトイレでの排泄介助時はカーテンを閉めて対応します。
	③洗浄物品を用意し、入居者のスキンケアに努めます。
	④個別性を意識し、オムツを使用されている入居者に適した交換時間を検討・実施します。
	⑤オムツ業者と連携し、新人教育・職員指導をしていきます。
【新しいい荘】 個々の身体状況に配慮した排泄方法を選択し、援助を行います	①身体状況を都度見直し、排泄方法、使用物品の選定をしていきます。
	②3日に1回以上の自然排便を促します。水分摂取量の確保や適度な運動などを取り入れていきます。
	③トイレ内環境（手摺りや棚等）や動線の見直しを行い、入居者が使いやすいよう整備していきます。
	④皮膚状態を観察し、必要に応じて洗浄を行い、清潔保持や皮膚トラブルを防ぎます。

(3) 入 浴

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 プライバシーに配慮しながら身体状況に合わせた入浴ケアを行います	①更衣時は、保温目的だけではなく、プライバシー配慮のためにタオル・バスタオル・カーテンを使用します。
	②本人の意向を確認し、季節に合わせた衣類を選択できるよう努めます。
	③身体状況、意向に配慮し、安全な入浴方法を随時、見直し、検討していきます。
【新しいち荘】 安心・安全に入浴できるよう支援していきます	①本人の能力に合わせて特殊浴槽・個別浴槽の選定をし、安全に入浴できるよう支援します。
	②入浴機器を定期的に点検し、浴室や脱衣室の環境整備を行い、安全に入浴できる環境を整えます。
	③入浴時には、身体の状態を確認し、皮膚トラブルにならないようワセリンや軟膏塗布を行います。

(4) 余暇活動等

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 生活の中で季節を感じて頂き、楽しみごとがあるよう援助します	①年度初めに、年間行事スケジュールを作成し、入居者の楽しみごとを確保します。
	②外出行事を年4回実施し、季節感を感じて頂けるよう対応します。
	③レクリエーション、誕生日のお祝い等の企画内容を新たに検討し、施設生活が充実するよう実施します。 ※コロナウイルス感染症の状況を見ながら、企画内容の検討をしていきます。
【新しいち荘】 入居者個々の意向を確認し、季節を感じて頂き、楽しみのある行事を実施します	①入居者への聞き取りを行い、趣味や興味がある活動を実施します。
	②ユニット単位、フロア単位で季節に合わせた行事を計画し、他者とかかわりが持てる場を提供します。
	③ユニット単位、フロア単位で身体を動かす体操、活動等を実施し、リハビリを兼ねた活動を実施していきます。
	④年間行事スケジュールを立案し、毎月レクリエーションやイベント、誕生会を実施できるよう行います。
	⑤コロナウイルス感染症に配慮し、外出レクリエーションや散歩が出来るよう行っていきます。

(5) 住環境

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 入居者に合わせた環境を整えます	①身体状況や意向、転倒等のリスクに配慮した居室空間で、安全に安心して過ごせるよう努めます。
	②食堂ホールでは、入居者が穏やかに過ごせるよう検討します。
	③ベッド周辺や居室洗面台を清潔に使用して頂くため、定期的な整備を行います。
【新しい荘】 入居者が居心地良い生活空間で過ごせるよう環境整備をします	①生活空間は清潔に保てるよう、居室やリビングの整理整頓、定期的な清掃を実施します。
	②プライバシーを重視し、訪問時のノック、居室扉の開閉にも配慮し関わっていきます。
	③四季を感じられるような、季節に合わせた飾りつけを行っていきます。

(6) リスクマネジメント

目 標	実 施 内 容
【共通】 安全に生活できるよう支援します	①身体状況や意向、転倒等のリスクに配慮した居室空間で、安全に安心して過ごせるよう努めます。
	②ベッドや椅子等、生活に必要な物を定期的に点検し、安全に過ごせるよう整備していきます。また、生活に必要なものを整え、充実した生活が送れるよう働きかけます。
	③入居者が安全に移動出来るよう、動線の確保や環境整備を行っていきます。居室環境もベッド周りの点検や洗面台の環境整備を行います。
	④リスクマネジメント部会を開催し、施設内のリスク管理をします。
	⑤事故やヒヤリハットが起きた時は、セキュリティーカメラを活用し、事故発生状況の確認を行い、多職種と共に、原因究明、再発防止策を分析し、適切な報告を行います。
	⑥内部研修を実施し、入居者の安全管理について全職員共通の認識を持ちます。

(7) 高齢者虐待防止（身体拘束廃止等）

目 標	実 施 内 容
【共通】 虐待の発生又はその再発を防止するための体制づくりを進め、高齢者虐待防止の推進をします	①身体拘束廃止委員会で、日々のケアが見直しできるようなシステムの構築を行います。
	②年2回以上、身体拘束廃止に向けた研修会を実施し、職員がフィードバックできるような内容にします。
	③ベッド柵、移乗バー、車椅子の物品の使用目的を再度確認し、入居者の状態に合わせた環境を整備します。

(8) ケアプラン

目 標	実 施 内 容
【共通】 職員がケアプランの内容を理解し、サービスが実施しやすい計画作成に努めます	①職員がケアプランの意味や役割を理解できるように、研修やサービス担当者会議を通じて伝えていきます。
	②具体的にサービスが実施できるよう、短期目標を明確にし、サービスとの連動性があるケアプラン作成を目指します。
	③各介護支援専門員が、表現や作成方法が統一されたルールの中で行えるように、勉強会を実施していきます。
L I F Eを活用して科学的介護の実践に向けた準備をします	・L I F E (科学的介護情報システム)の導入から活用までの体制づくりをします。準備が出来次第、必要なデータを提出し、フィードバックを基に各種計画書を作成します。

(9) 家族や地域との交流

目 標	実 施 内 容
【共通】 コロナ禍でも家族と交流ができるような体制を作ります	①コロナ禍でも家族との交流ができるように、オンライン面会の体制を整えます。
	②生活の様子を発信するため、広報誌の発行、SNSの更新をします。

(10) 相談援助業務

目 標	実 施 内 容
《入所相談》 親切な受付業務を心がけます	①施設サービス・料金について、親切・丁寧・分かりやすい説明を心がけます。
	②全申込者に入所順のお知らせをします。
	③定期的な申込者の情報収集に努めます。
《生活相談》 相談しやすい環境を作ります	①丁寧な言葉遣いを心がけます。
	②相談や苦情があった際には、迅速・丁寧・親切な対応を心がけます。
《その他》 円滑に業務を進められる体制を整えます	①各書類、データを整理整頓し、業務効率化を図ります。
	②介護保険法改正点について、情報把握、収集に努めます。

(11) 栄養ケアマネジメント

目 標	実 施 内 容
【共通】 L I F Eを活用して、各入居者の状態に応じた適切な栄養管理を行います	①入居者の食事の観察、栄養状態の確認、嗜好調査を行います。 状態に応じて多職種と共同して栄養ケア計画書を作成し、栄養管理を行います。
	②L I F Eを活用して、栄養管理が行えるよう、データ提出等の準備を進めます。(準備が整い次第、データを提出します。フィードバックを基に、栄養ケア計画書へ反映いたします。)

8 健康管理に関すること

■基本方針

- 健康で安心・安全な生活を送られるよう、入居者の健康管理に努めます。
- 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでまいります。
- 各課と連携し、研修会や勉強会を通じて感染症の予防対策に努めます。

重点目標	実施内容
入居者の疾病や褥瘡予防に努めます	①入居者の心身機能の重度化に伴い、病状の観察をこまめに行い、異常の早期発見に努め受診を行います。また、重度化に伴い協力病院と調整すると共に、ご家族への今後の方針等を確認しながら慎重に対応して行きます。
	②入居者の皮膚状態（褥瘡・乾燥・爪白癬等）に合わせ、より一層の保湿に取り組み、予防的スキンケアを行います。
	③定期健康診断を年1回行います。
	④協力病院と連携し、年1回結核検診を施行し集団感染の防止に努めます。
	⑤インフルエンザ感染症予防対策として、ワクチン接種を実施します。（10月～11月実施）
新型コロナウイルス感染症などの感染予防対策の徹底を図り、発生時は拡大防止に努めます	①新型コロナウイルス感染症予防対策として、次の取組みを実施してまいります。 (1) 随時、感染症対策委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症に対する対応策を計画的に実施してまいります。 (2) 入居者及び施設職員に対する新型コロナウイルス「ワクチン接種」に向け行政機関及び医療機関と連携し、取り進めてまいります。 (3) マスク、消毒液、手袋、防護衣、ゴーグルなどの衛生用品等の確保に努めます。 (4) 主な感染防止に対する取組み ・職員の出勤時の体温の測定及びマスクの着用等の徹底 ・来荘者に対する検温及び「来荘者チェックシート」の記入 ・定期的な感染予防の取組みの周知 ・発生時のシミュレーションの実施・情報の共有
	②職員に対し、インフルエンザワクチン接種の実施(11月頃)
	③ノロウイルス対策の実施
入居者に対し機能訓練を実施します	・身体機能維持・向上を目的に、機能訓練を実施します。ストレッチ体操や口腔体操など、個人の身体機能に応じた個別訓練を重視した内容とします。
医療知識の向上を目指します	①医療的知識や感染症対策の知識向上のため、WEBセミナー研修の受講や、職員に対しての講習会を開催します。
	②新規職員に対して、個人防護具（ガウンテクニック等）を正しく使用してもらうよう指導いたします。